

令和3年10月

学校長先生
道徳ご担当先生

東京書籍株式会社 編集局
道徳編集部（中学道徳）
電話 03-5390-7402

令和3年度中学校教科書「新訂 新しい道徳3」訂正に関するお知らせ

謹啓 平素より格別のご指導、ご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

現在ご使用いただいております弊社発行の中学校教科書「新訂 新しい道徳3（道徳901）」につきまして、下記の訂正がございます。先生方、生徒、保護者の方々に大変ご迷惑をおかけいたします。深くお詫び申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、弊社ウェブサイト内（<https://www.tokyo-shoseki.co.jp/text/information-j/>）におきましても訂正内容を掲載しております。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

謹白

●中学校「新訂 新しい道徳3（道徳901）」

頁・箇所	原文（誤）	修正文（正）	理由
82・6行目	…をはなさずにはいられなくなつていった。	…をはなせなくなつていった。	誤解を避けるため。
151・表	（別紙をご覧ください）		原典に表記を合わせるためと、出典であることを明記するため。

(別紙)

原文 (誤)

参考

(「子ども(児童)の権利条約」:^{ぼっすい}抜粋)

世界中の全ての子どもたちが持っている「権利」です。戦争に巻きこまれたり、防げる病気で命を落としたり、学校にも行けずにつらい仕事を一日中させられたりすることにならないように、子どもたちを守るための決まりが、「子ども(児童)の権利条約」です。

					
<p>●第十二条 難民の子ども 自分の国の政府からの迫害^{へいさ}をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助^{えんすけ}を受けることができます。</p>	<p>●第十一条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由^{じゆう}に自分の意見を表す権利^{けんり}をもっています。その意見は、子どもの発達^{はつたつ}に応じて、十分考慮^{じゆうぶんこうりゆ}されなければなりません。</p>	<p>●第十一条 よその国に連れ去られない権利 国は、子どもが国の外へ連れ去られたり、自分の国にもどれなくならないようにします。</p>	<p>●第六条 生きる権利・育つ権利 全ての子どもは、生きる権利・育つ権利^{けんり}をもっています。</p>	<p>●第二条 差別の禁止 全ての子どもは、みんな平等^{びんびんびん}にこの条約にある権利^{けんり}をもっています。子どもは、国^{くに}のちがいや、男^{おとこ}か女^{めいよ}か、どのような言葉^{ことば}を使うか、どんな宗教^{しゆきう}を信じているか、どんな意見^{いけん}をもっているか、心や体に障^{さわ}がいがあるかないか、お金^{かね}持ちであるかないか、親^{おや}がどういう人^{ひと}であるか、などによって差別^{さべつ}されません。</p>	<p>●第一条 子どもの定義 十八歳^{じゅうはちさい}になっていない人を子どもとします。</p>
					
<p>●第三十八条 戦争からの保護 国は、十五歳^{じゅうごさい}にならない子どもを軍隊^{いくさぐんたい}に参加^{さんか}させないようにします。また、戦争^{せんそう}に巻きこまれた子どもを守るために、できることは全てしなければなりません。</p>	<p>●第二十六条 あらゆる搾取^{さくしゆ}からの保護 国は、どんな形^{かたち}でも、子どもの幸せ^{しあわせ}をうばって利益^{りやく}を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>	<p>●第三十二条 経済的搾取^{けいざいてきさくしゆ}・有害な労働^{うらむ}からの保護 子どもは、無理^{むり}やり働^{はたら}かされたり、そのために教育^{きよく}を受けられなくなったり、心や体^{こゝろ}によくない仕事^{しごと}をさせられたりしないように守られる権利^{けんり}をもっています。</p>	<p>●第二十一条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休^{やす}んだり、遊^{あそ}んだり、文化^{ぶんか}芸術^{げいゆつ}活動^{かつどう}に参加^{さんか}する権利^{けんり}をもっています。</p>	<p>●第十八条 教育を受ける権利 子どもは教育^{きよく}を受ける権利^{けんり}をもっています。国は、全ての子どもが小学校^{しょうがっこう}に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校^{がっこう}に進みたいときには、みんなにそのチャンス^{チャンス}があたえられなければならない。学校の決まり^{かまり}は、子どもの尊厳^{そんげん}が守られるという考え^{かへい}方^{かた}から外^{はず}れるものであってはなりません。</p>	<p>●第二十七条 生活水準^{せいかすいせん}の確保 子どもは、心や体の健^たやかな成長^{せいじやう}に必要な生活^{せいかつ}を送る権利^{けんり}をもっています。親^{おや}(保護^{ほご}者^{しや})はそのための第一^{だいいち}の責任^{せきにん}者^{しや}ですが、親^{おや}の力^{ちから}だけで子どもの暮^くらしが守れないときは、国^{くに}も協力^{きやうりき}します。</p>

参考

〔子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）〕：抜粋

世界中の全ての子どもたちがもっている「権利」です。戦争に巻きこまれたり、防げる病気で命を落としたり、学校にも行けずにつらい仕事を一日中させられたりすることにならないように、子どもたちを守るための決まりが、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」です。

					
<p>●第十二条 難民の子 自分の国の政府からはく書をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p>	<p>●第十二条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に適切で、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	<p>●第十一条 よその国に連れさられない権利 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくならないようにします。</p>	<p>●第六条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p>●第二条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p>	<p>●第一条 子どもの定義 十八歳になっていない人を子どもとします。</p>
					
<p>●第三十八条 戦争からの保護 国は、十五歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争に巻きこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p>	<p>●第三十六条 あらゆる搾取からの保護 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>	<p>●第三十二条 経済的搾取・有害な労働からの保護 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>	<p>●第三十一条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。</p>	<p>●第二十八条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>	<p>●第二十七条 生活水準の確保 子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。</p>